

接続料の算定に関する研究会（第17回）議事録

1. 日時 平成30年12月19日（水） 17:29～19:10

2. 場所 総務省10階 総務省第一会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、関
口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、8名)

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

伊藤 陽彦 ネットワーク事業推進本部 高度化部門長

徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長

重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

藤下 裕章 渉外部 ネットワーク企画調整グループ

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 固定相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

大嶋 光一 政策副委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

植田 裕之 理事

NGN I P o E協議会 外山 勝保 副会長

辻中 伸生

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) P P P o E 網終端装置に係る接続業務の適正化を求める行政指導について
- (2) P P P o E 接続に関するフォローアップ
- (3) N D A に関する調査の結果について
- (4) 第 14 回会合（本年 9 月）以降の検討状況の整理について

【辻座長】 それでは、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第17回会合を開催したいと思います。

本日の議題進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、いつものように、議事に入る前に、お手元に配付されております資料につきまして、確認をさせていただきたいと思います。

事務局より確認をお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もよろしくお願いいたします。

資料ですけれども、お手元にはまず資料17-1から17-5の5種類をお配りしております。また、参考資料は17-1から17-5のこちらも5種類ということになっております。

この場を借りまして参考資料について簡単にご紹介いたします。参考資料の1は資料17-1の参考になっておりまして、後ほど私からご説明のときに使う予定でございます。参考資料の2と3は、前回の会合からの追加質問に対するKDDI及びソフトバンクからの回答となっておりますが、今回は検討する時間はおそらくないのではないかと考えられますので、ひとまずお配りをしているという状態でございます。それから、参考資料の4は、12月7日に開催をいたしました電気通信事業部会で諮問をいたしましたコロケーション関係の約款の変更の申請の概要の資料でございます。こちらは本研究会での議論の成果を踏まえまして、申請があったというふうに理解しておりますので、ご説明する時間はないかと思いますが、ご参考としてお配りしております。参考資料5は、こちらも資料17-1の行政指導の参考ということでございますけれども、こちらは今年3月にNTT東日本に総務省から正式に回答を依頼したときの、それを踏まえた回答ということになっております。これは必要により使おうと思っております。ご確認いただきまして、不足などがございましたら申し出ていただければと思います。以上です。

【辻座長】 それでは、本日の議事でございますが、PPPoE網終端装置に係る接続業務の適正化を求める行政指導、PPPoE接続に関するフォローアップ、NDAに関する調査の結果、第14回会合（本年9月）以降の検討状況の整理。この4つにつきまして、事務局から説明を受けるとともに、事業者、団体からヒアリングを行い、質疑応答や意見

交換を行いたいと思います。

それでは、議事を開始いたしますが、まず昨日総務省よりNTT東日本・西日本に対して行われたPPPoE網終端装置に係る接続業務の適正化を求める行政指導につきまして、事務局よりご説明を頂きたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 資料17-1に基づきましてご説明をいたします。資料17-1は報道資料ということで、昨日報道発表をした際に使いました資料でございます。総務省ウェブページにも掲載しております。

第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化のためのNTT東日本・西日本に対する指導ということで、下の1の事実関係等のところですが、皆様ご承知のところとは思いますが、第一種指定電気通信設備につきましては、NTT東日本・西日本の取得する接続料や設定する接続料金につきましては、約款を定めて基本的に認可を受けなければならない、その約款によらない接続料や接続条件は認められていないところでございます。

しかしながら、今般、第一種指定電気通信設備であるNGNの中の接続用設備、すなわちPPPoE接続の網終端装置でございますけれども、これに関してNTT東日本がISP等の電気通信事業者に請求している接続料について、ISP等から寄せられたパブコメにおける指摘を契機としまして総務省において調査した結果、同一種類の網終端装置について、約款によらずに増設基準の違いに応じて異なる接続料額を請求している実態が確認をされましたというのが1つ目の事案です。

それから、付随と言ったら少し言い過ぎですが、2つ目の事案として、調査の過程におきまして、こちらはNTT東日本・西日本の両社ともにですが、そもそもこの増設基準というものは接続条件に該当するということを確認いたしました。その場合、本年6月以前は接続約款において、増設基準の省令改正を受けた増設基準の根拠の規定が接続約款に6月より前はなかったということでございまして、必ずしも接続約款に根拠のない状態で、本年6月より前は増設基準が設定されていたということが確認されました。これらの運用実態は、約款の定めと乖離するものであるため、不当な運営が行われたものと判断しまして、NTT東日本・西日本に、適正化のための措置を講ずるよう求めることとしたというものでございます。

具体的にどういうことを指導で求めたかということの説明に移ります前に、先ほどご紹介

介いたしました参考資料の17-1をご覧ください。右上の方に参考17-1と書いてあるPPPoE網終端装置の主な増設メニュー及び増設基準と書かれた資料でございます。こちらの表自体には増設基準セッション数であるとか、インターフェースの帯域であるとかいったものを、主なものを表にしたもので、これは第二次報告書に載せている表がベースとなっております。そして、左の方のNTT東日本の部分をご覧ください。ただ、ここで主に3種類増設のメニューが掲載されておまして、すなわち、増設基準のセッション数が黒い数字でいくと8,000、5,000、2,000の3種類、赤い数字でいくと6,300、4,000、1,600の3種類でございます。赤い数字は平成30年、今年の6月に増設基準を緩和した後の増設基準のセッション数ということなので、今はこの赤い数字が適用されているわけですが、基本この3種類の増設基準があるとおおむねお考えいただければと思います。

これら3種類なんですけれども、実は増設基準は違いますけれども、全て同一種類の網終端装置でございました。事業者様向けの説明・周知では、一番左をC型、真ん中をC-50型、一番右をC-20型と呼んでいたようでございます。増設基準が同じ網終端装置で違うというところなんですけれども、右の赤い枠で囲ったC-50型及びC-20型と呼ばれていた増設メニューにつきましては、一番左のC型に比べると網改造料の形でISPに請求される接続料額はC型に比べて多かったということでございます。それは増設基準のセッション数が比較的低い、すなわち緩和されているという代わりに、接続料額がC型に設定されていた額よりも多かったということでございます。そういった扱いが約款にはない扱いだということで認めたものでございます。そして、そもそもこの増設基準のセッション数というもの、この増設基準というものは、本年6月より前は約款に根拠がない場合があったということも認めて、それは右のNTT西日本も同じでございました。

指導内容ですけれども、資料17-1に戻っていただきまして、裏の2ページ目でございますけれども、指導文書本体も添付しておりますが、この報道資料ベースで申し上げますと、指導内容としては4項目あり、上の(1)、(2)はNTT東日本のみの指導内容でございます。

(1)は、接続料請求の停止等の応急措置ということで、今回約款によらない額の請求が認められたということですので、この指導の後、同じような約款によらない額の請求をしないでいただきたいという趣旨でございます。やり方はいろいろあるのかもしれませんが、基本的にはそういう趣旨でございます。

(2) 他事業者に対する説明等ということで、こちらにつきましては、今回の行政指導の内容及びそれを受けた対応方法を関係の事業者の説明をいただいて、必要な場合は意見聴取するということを求めています。この中では、今後どうするのかということで、仮に約款変更案が対応に含まれる場合には、その説明やその内容に関する意見聴取をしていただきたいということを明記しております。また、これまでの取扱いについての対応についても一定の事項を記載しております。以上がNTT東日本のみの指導事項でございます。

(3)、(4) は、NTT東日本・西日本に共通する内容で、再発防止の徹底と対応状況の報告、これを2月までということにしております。

大まかな内容は以上ですけれども、指導文書、特にNTT東日本に対する指導文書、その後別添1ということで続けて付けております。どこまでご説明すべきかと迷うところもございすけれども、別添の指導文書の2枚目の方に少し調査の過程とかあるいは約款の該当部分とかを示しておりますので、必要に応じご覧いただければいいかと思えます。該当する機能、今回問題となった機能は、この2枚目の一番上の、小さい文字で書いてある上から3行目、「網改造料の対象となる機能であって、IP通信網終端装置に接続（PPP over E方式により行うものに限ります。）のためのインターフェースを付与する機能」というものでございました。すなわち、インターフェース付与機能というものでございます。網終端装置全体の機能ではなくインターフェースの機能だったということです。

これが当該機能で、あと調査の過程としましては、3月に正式にNTT東日本・西日本に文書で見解の提出を求めたところございまして、4月5日付でそれに対する回答書がございました。回答書は今回参考資料として付けておりまして、そちらの説明は割愛いたしますけれども、おおむねこのNTT東日本の接続料を増額するという運用は約款に適合しているというご回答があったと認識しております。そのことはこの指導文書の2段落目に書いております。それはなぜかということ、約款に接続料の算出式、網改造料の算出式が書いてあると。裏を返せば金額までは書いていないわけですが、その算出式の中には設備の占有度という文言があって、それを解釈すると1セッション当たりの平均帯域が向上するなどの要因で設備の占有度が上がるのではないかと。このような解釈が提示されたところでございます。

しかしながら、こちらにつきましては、実際費用に影響を及ぼすものではないのではないかなというようなことなどから、ちょっと無理があるのではないかななどの見解をこちらから示したところでございます。したがって、C型、C-20型、C-50型など呼び方が

ありますけれども、そういった名称のいかんを問わず、接続料額は同額となるはずであるという判断としたところでございます。おおまかなところは以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、まず構成員の皆様でご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。

佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 指導の対象がどのぐらい大変なことかというのは、ビジネスを行う事業者に向かないと判断できないところがあるんですが、やはりボトルネック設備、あるいは第一種指定電気通信設備に関して、接続のルールを作ってきた側とすれば、約款によらない接続料とか接続条件が生じるということに違和感を覚えます。普通そういうことはなくて、事業者同士で情報が共有できていれば、その段階で何かおかしいじゃないかとチェックできていると思うのに、パブコメでの事業者からの指摘によって問題がわかったということ自体が問題。今回、指導を行う我々の側にも、制度としてどこかカバーできていない部分、見れていない部分があったのではないかと考えます。今回こういった問題が見つかって、こういう対応をします。これは対応すべきことなのですが、こういったルール違反が起こったり、パブコメでこういうことが指摘され指導がなされるというプロセス自体に疑問があります。これ、誰に質問したらいいのかわかりませんが、総務省としてはどうお考えですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、お答えできる範囲でお答えいたします。

まず、このパブコメで指摘があったという部分でございます。なぜ総務省は気づかなかったのかという問いでもあるかと思えます。一つには、今回問題となった網改造料は、網改造料ですので、認可を受けた接続約款には額が記載されていなかった。今申し上げたC型、C-20型、C-50型といった増設のメニューも増設基準の値を含めて約款本体には書かれていなかった。したがって認可審査のプロセスでは気づくことができなかったというのが一つ要因としてあるかと思っております。

それから、2つ目は増設基準そのものがそもそも約款に根拠がなかった場合があるという違反の事例につきましては、これはまさにこの研究会でおそらく去年の3月ぐらいから議論し始めたときに、増設基準というものが存在すると、ただ、一覧になっていないと、そういう議論だったのではないかと。一覧表はNTT東日本・西日本が自主的に作られたと聞いておまして、それはそれで非常に評価するというふうに行政指導も十分書いており

ますけれども、裏を返せばそういうものが作られるまでは増設基準の実態といいますか運用というところにつきましては、しっかりした監視が及んでいなかったのではないかと、うふうに考えているところです。

【辻座長】 ありがとうございます。今後審議の過程でもいろいろ見逃してしまった点も、我々も多々反省する点もあるかと思えます。

ほか、ございませんでしょうか。

そうしたら、オブザーバーの皆様で何かご意見、ご発言等はございますでしょうか。

それでは、真下様、お願いします。

【NTT東日本】 東日本の真下でございます。昨日、行政指導を頂きまして、全くもってこのとおりだと認識しておるのをまず最初に申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、今回のご指摘の網終端装置X型につきまして、接続約款によらずに異なる接続料を請求しているということは、まさにそのとおりだと思っております。もともと私どもとしては、総務大臣様の認可を受けずにやろうなんてことは欠片も思っていないわけですが、これはある意味で占有度というところで読めるのかなと考えておりました。5年前にこのメニューを出した当時は、今回1年ほど前にD型を認可申請させていただいたときと異なり、増設基準について、いろいろな場で議論することがない状況でございまして、そのときにはISP事業者様ともお話し合いをしながら、こういう料金なら納得できるだろうということで、少し運用的に始まってしまったというのが一つの経緯としてございます。今思えば、この時点で認可申請をして、きちっと接続約款に規定しておくべきだったということはそのとおりでございまして、これは早急に是正すべく、大磯料金サービス課課長補佐にもご相談させていただきながら、きちっとした適正化の手続きをとりたい、ご指導いただいたとおり対応を実施していきたいと思っております。昨日行政指導をいただいたことを、本メニューを利用中のISP事業者様にも、早速昨日から説明を開始したところでございます。また、規定の明確化に向けて接続約款変更の認可申請を行いたいと思っております。再発防止につきましても、ご指摘のとおり対応したいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、5年ぐらい前から、少し料金を上げてでも増設基準を前倒して利用したいというお声があったというのも事実でございまして、そういった実際にお使いのISP事業者様のご意向に沿った形で、できるだけ私どもとしてはご説明をし、対応していきたいと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思っております。以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

何かご発言等はございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 特に今の段階で私からコメントすることは多分ないかと思えますけれども、指導どおり適正にやっていただきたいと思います。

【辻座長】 では、そのほか、オブザーバーの方でご発言、ございませんでしょうか。

そうしたら、先ほど言いましたように、一度ここでも審議しておりますので、今回の経験を生かして、また今後こういうことのないように注意させていただきたいと思います。

それでは、次にPPPoE接続に関するフォローアップについての議題に移りたいと思います。

まず、JAIPAから10分以内でご説明を頂き、さらにその後、NTT東日本・西日本よりご説明を頂いた上で、それらに関して質疑応答を行いたいと思います。

それでは、JAIPA副会長の立石様からご説明をお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。それでは、資料17-2をご覧くださいまして、1枚めくっていただきまして、アジェンダ1から3を今説明差し上げて、4番目のNDAの件は次のこととなりますので、とりあえず1から3を説明させていただきたいと思います。

おめくりいただきまして3ページ目ですね。前回の第16回研究会の資料でNTT東日本・西日本様の方から出ていたトラヒックの傾向について、幾つか我々と見解が違うということがありますので、その辺をご説明させていただきます。

前回、第16回研究会の資料では、94%のところどっと増えるという形だったんですけれども、これはそもそもそのときちょっと指摘させていただいたんですが、PPPoEのトンネルが崩れているのがこの話なので、中でどう輻輳してウェブページが見えないとか、あるいはアップデートのデータが来ないといったのはまた違う、もっと手前の方で起きていますよというお話をさせていただきました。

それよりも私よく考えたらショッキングなのは、第16回研究会のときの資料を見ていただいたらわかるんですが、20%の時点で既にパケットロスが増えていて、7割、8割いくとかなり出始めているというところが、実はこの資料を見るまで誰も知らなかった話なので、今後こういう形の情報公開をしていけたらと思います。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目で、PPPoEのトラヒック輻輳状況ということで、前回のNTT東日本・西日本様の資料では最も使用されている時間帯においても

余裕があって、かつ I P o E 方式の切替えに取り組んでいるということなんですけれども、N T E の輻輳は断続的に発生しておりますし、先ほど申しましたように、パケットロスとは別に既に結構混雑している。それから、トラヒックベースでの増設基準にすればこの争いは永久的に発生しないというか、増設しない I S P 事業者の責任になりますので、そこはここで争いが起きることはないというふうに考えております。

それから、2つ目の高利用率の地域が I P o E 方式への切替えに取り組んでいるということなんですけれども、これは増設がなかなか進まなかったのが苦渋の決断だと思っていただけたらと思います。むしろ、自分のところのお客さんを他に寄せかえるということになりますので、背に腹はかえられない選択だということです。I P o E 方式に P P P o E 方式の代替性を持たせるというのであれば、I P o E 方式でも従前からお願いしていますように単県 P O I だとか費用負担の件を P P P o E 方式と同等の条件にさせていただきたいと、特に、選択肢として I P o E 方式しかなくなるということについては、ネットワークの冗長性だとか多様性を考えた場合に、物理レイヤの選択肢ももっとあってしかるべきだと。それはインターネットの本来の姿ではないかなと思います。

1枚おめくりいただきまして、ここからは構成員限りとなっておりますけれども、網終端装置の輻輳状況ということで、幾つかの I S P 事業者にお問い合わせして、今回グラフを出していただきました。後ほどご説明いたします。ただ、完全にデータの細かいところまで見えていますので、時間がなかったものですから構成員限りということにさせていただきました。それで、下の図は、上の方が計測可能な構成で、下が計測不可能な構成となっておりますけれども、網終端装置が1台であればどの網終端装置が混んでいるということが計測可能なんです、I S P 事業者からはこの P O I の後ろの部分しか見えませんので、下のような構成で終端装置がいっぱいあってその後ろに集約装置がある場合は、終端装置ごとの個別の計測ができないという状況です。

その中で、わかっている限りのものが次のページ、おめくりいただいて6ページなんですけれども、ある I S P 事業者の M R T G の5分ごとのトラヒック計測はこのようになります。全て赤い矢印の先のところでほぼほぼ輻輳してしまっていて、若干へこんだりしていますけれども計測の誤差だと思っていただけたらいいと思います。夜中の10時とか11時ぐらいから混み始めているのはおそらくストリーミング系、動画系のデータで、朝の7時か8時とか、特に左側の一番下の N T E で5番と書いてあるやつの赤、これは明らかにウィンドウズアップデートだということがわかっております。これはですから第3水曜日だ

ったかな、第2でしたかね、水曜日というふうになると思います。

さらに1枚めくっていただきまして、7ページ目もほぼ同じものになりますけれども、これもいろいろな箇所でいろいろなところが測っているデータをいろいろなISP事業者から頂いた感じで、ほぼ赤い矢印のところは上に張りついている状態で、特にHTTPのデータは落ちてこないということが発生しているのがこの状況で、そこは具体的なデータがもう古い話になってとれなかったんですが、やっぱりコールセンターが鳴りやまないのもこの時間帯ということを知っています。

続きまして、8ページ目ですけれども、それでこれも繰り返しになりますけれども、増設基準の提案ということで、9ページ目です。トラフィックベースの増設基準のご提案をさせていただきたいと思います。帯域のところは50%超過しないように増設していき、申込から実際の増設まで結局半年から8カ月かかったりするということがありますので、ISP事業者はNTT東日本・西日本による増設期間を考慮し、50%超過の時期が見え出した時点で増設の申請を可能にさせていただきたいと、一般に、ISP事業者は50%を超えた時点で増設を考えますので、リードタイムを考えればそのタイミングというのが一般的ではないかなと思います。

続きまして、10ページ目。NGNのISP接続の協議開始ということで、これは前回でしたか、真下様から話があればぜひともということでしたので、11ページ目をめくっていただきまして、エンドツーエンドの料金設定をお願いしたい。いわゆるプロバイダ料金設定ですね、接続事業者側が一括してユーザー料金を設定する仕組み、プロバイダに料金設定権をとということですけれども、利用者にとってわかりやすい料金体系と、より自由な料金設定が可能になります。公正競争のために、固定・移動にかかわらず今まで実現されてきていますので、ぜひともお願いしたい。

それで12ページ目です。ISP事業者のエンドツーエンドの接続協議をやりたいということで、日本インターネットプロバイダー協会の会員企業から当協会に対して委任をするという形で協議をしてほしいという話がありましたので、先週金曜日、ちょっとぎりぎりだったんですけれども、NTT東日本・西日本様の方に協議をお願いしたいということとを通知させていただきました。要望の内容なんですけれども、PPPoEへの終端装置のPOIからONUまでの区間についてのユーザー単位の接続料を設定したいのだというもので、これが実現すればNGNの利用についてNTT東日本・西日本様のフレッツ契約、いわゆる光のコラボ契約が不要となって接続料を支払うISP事業者が利用料金を設定す

ることが可能になります。料金設定については、一応コラボが始まる時に卸の料金については同じですよというふうにご説明を受けてはいるんですけども、当然 I S P 事業者間でお話できませんので、公平性、透明性がどこまで確保されているかわからない。卸料金がコストベースだということが証明されているわけではないので、高止まりしている可能性も十分ありますので、卸がこの辺の機能分離の仕組みが十分ではないのではないかと懸念もありまして、ぜひともこれを設定していただきたいということでお願いするということです。

後ろに別紙 2 という形で、これも本当に申し訳ないんですけども、NTT 西日本様、NTT 東日本様に「様」もつけずにそのまま出してしましまして大変失礼いたしました。PPP o E の終端装置から ONU までのユーザー単位接続料を設定するという事で協議を J A I P A が委任されてやるという形をお願いするのを出した次第でございます。

とりあえず以上でございます。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

次に、NTT 東日本・西日本から 10 分以内でご説明をいただきたいと思います。その後でまとめて質疑応答の時間を設けます。

それでは、NTT 東日本相互接続推進部長、真下様よりお願いいたします。

【NTT 東日本】 資料の 17-3 になりますが、構成員の先生方からの質問の回答を先にご説明させていただきたいので、後ろから 3 枚目のページから始まるご質問から回答させていただきます。

まず、酒井先生から頂いた、パケットロス待ち行列が長くなり過ぎて、バッファオーバーフローしてパケットロスしたものと思われるため、M/M/1 モデルでよいので帯域利用率を変えたときにパケットロスがどうなるかシミュレーションを出すようにのご依頼です。こちらについては検討を実施しているものの、少し日にちも足りてないので、次回研究会できちとお答えさせていただくというのでご勘弁いただければと思っていますところでございます。

続いて 1 枚めくっていただきまして、辻座長からのご質問となります。質問の 2-2 になります。増設希望ありの I S P 事業者様の場合には、70%を超えている県では、11 月までに増設申込みを受領しているエリアだということに対して、逆に増設希望なしの I S P 事業者様は、70%を超えている県がある方でもあっても、増設希望なしとなっているが、なぜ異なっているのか、その理由はというご質問であり、加えて、帯域利用率のデータを

増設要望の営業に用いることがあるのかというご質問となります。

こちらについては、増設の希望の有無につきましては、私どもからお声がけはいたしますが、各 I S P 事業者様が各々の設計方針やサービスポリシーを勘案していただきながら、総合的に I S P 事業者様にご判断される結果だと考えております。なお、サービスポリシーのところに「※」をつけておりますが、夜間等ピークトラヒックに着目するか、平均トラヒックに着目するか等で判断が異なってくると考えております。

「なお」のところに書いてございますとおり、先ほどの立石様からのお話だと苦渋の選択という方もいらっしゃるのかもしれませんが、I P o E 方式への移行を打ち出されている方もいらっしゃいまして、そういった方であれば、急にはお客様を移行できない、あるいは P O I 拡大を待っていらっしゃるといったことから、P P P o E 方式のトラヒックの減少が見込まれるため、現時点で網終端装置を増設しても無駄になってしまうとお考えになることがあるのかなと思っているのが 1 点目でございます。あるいは、サービス品質やコスト、I S P 事業者様のバックボーンのコストも含めて、現時点では本当は少し混んでいるのかもしれないけれども、これぐらいだったら少し我慢してもらおうと、そういった観点の方もいらっしゃるのかなと思われます。ただし、永遠に増設しないということはお判断になっておらず、今後増設する可能性はあるのかなと思われます。これらは、私どもが I S P 事業者様とお話をしている中で受け取った感触でございます。対応の中で少しこういったことを考えていらっしゃるのかなと感じているものを、本日は少しお見せしたところでございます。

上述の I S P 事業者様ご自身の検討のみならず、私どもとしましてもセッション数に加えてトラヒック状況も鑑みながら、増設してはいかがですかというお声かけもこれまでもしているのですが、今回、こういった見せ方をするようになったのは一つの契機だと思っており、こういったアプローチをしながら、さらにはこういった状況については定期的に、必要に応じて、こういった場で報告させていただきたいなと思っているところでございます。

次のページ、今度は 2 - 3 に進みたいと思います。こちらは、佐藤先生からのご質問でございまして、帯域利用率等で用いているデータの定義が微妙に違っているんじゃないかというご指摘でございます。それぞれのデータの定義を明確に示し、併せて定義が異なる理由も教えてもらいたいということでございます。

回答に進みたいと思いますが、帯域利用率というのは基本的には最大 1 G b p s の帯域

である網終端装置において、実際のトラヒックがどれくらいだったかということから割り算によって出しています。分子がトラヒックで分母が実際の合計帯域なのですが、2点目に記載しているとおり、ISPごと、県等域ごとの利用帯域率のときには、当然ISP事業者ごと、県等域ごとのトラヒックと帯域の分子分母の結果について、2018年7月における日別ピークの平均値をとったのがこの指標でございます。実際の数字については、根拠数字も台数なども構成員限りにさせていただいておりますが、書いておきました。

それから、網終端装置のパケットロスとの関係を作るときの帯域利用率となります。こちら基本は分子と分母がトラヒックと帯域というのは同じでございます。これを5分ごとにやった場合のものがこちらの数字になってございまして、こちらにつきましては、上記で求めた利用率の値とその際のパケットロスの値を1データとして、全部で10万データをもとに散布図を作ったところでございます。

次のページに進みまして、5分間と1時間の差を示した棒グラフというか赤のグラフと青のグラフを重ねたもの、これにつきましても分子・分母は前述の内容と一緒にございまして、1時間ごと、5分ごとを並べて比較したということでございます。こちら上記で求めた帯域利用率の推移をグラフ化して提示したということでございます。ただ、これは個別調査でございますので、この装置につきましては西日本エリアでの顧客属性や都市の規模を考慮しながら、4台について調査したということでございます。

なお、増設申込みのタイミングや品質に影響が発生する水準を検討するに当たっては、やはりISP事業者様の設備構成やサービスポリシーの条件は区々であることから、なかなか一意に決められないと思うのですが、この「ISP事業者様ごと、県等域ごとの帯域利用率」でご提示したデータをベースに今後検討を進めていきたいと思っております。

それから、構成員の先生の質問の最後でございます。相田座長代理から頂いたスライスサービスが今後どんどん増えていくのであれば、NTT東日本・西日本としてどういうふうに取り組むのかというご質問となります。これはなかなか重たいご質問だなと思っております。回答に書かせていただいたとおりでございまして、私どもといたしましても、モバイル通信だけでなく固定通信においてもやはりスライスサービスになりますと大容量・高速といったニーズ、あるいはセンサーみたいなIoT向けのニーズ、それからAR（拡張現実）や、それに伴い必要になる低遅延といったニーズ、こういったいろいろな利用用途に応じていろいろなサービスを提供するために、仮想的にネットワークを分割する

接続の方は、NGNのIP v 6機能をベースにJAIPA様や一部のISP事業者様のご要望を踏まえながら実現した方法でございまして、VNE事業者様のIP v 6アドレスを当社が代行でエンドユーザに払い出ささせていただいており、NGNは全国提供を前提に構築されているものなので、アドレスを全県域で払い出す仕組みとなっており、単県での提供が難しいということを先日ご説明させていただいたところでございます。そのため、特定県等域のみでの接続を実現するためには、全国提供を前提とするからこそ収容ルータの設定も変更が必要ですし、さらにはアドレスを付与する仕組みも変えなければいけない、あるいはサービス未提供エリアに対する開通オーダの投入、それから移転、こういったことができないようにするために、いろいろな形で対応しなければいけない、こういったところについて少しご説明したところですが、改めて書かせていただいたところでございます。ただ、決して技術に不可能なことではないので、実際にご要望を頂きましたらこれぐらいの前提であればこうだよということを少しきちっとお話をさせていただきながら、ご回答もさせていただこうと思っております。

それから、2-6につきましては、PPP o E方式とIP o E方式のコストをどういふふうに見ればわかるのかという話でございまして、現行IP o E接続では東京のみで、モデルで示していただいた内容は実現できない事例なので、これは現実的ではないのかなと思っております。ご要望いただいた網改造料の見込み額は、本研究会で以前ご議論いただいて、網改造料の概算額を開示するように措置要請も頂きまして、それに従って全て開示しているところでございますので、この場で一つ一つご説明するのは省略しておりますが、ご相談いただければきちっとご説明しようと思っております。

以上のとおり、PPP o E接続とIP o E接続のそれぞれに必要な網改造料の見込み額につきましては開示しているもので、こういったことについてはまた必要に応じてご回答させていただきたいと思っております。

続いて、質問2-7、IP o E方式で県間ネットワークを利用しないという方法はないのかということなのですが、2行目から読みますが、現に、NGNの県間伝送路を利用するか、自前の県間伝送路を利用するかは、実はケース・バイ・ケースでISP事業者様がご判断できるということなので、このように書かせていただきました。

質問2-8となりますが、入札状況については、こちらに記載しているとおりでございますので、ご疑問があればお答えさせていただきます。

それから、次の質問2-9ですが、こちらはNTT東日本・西日本で何故、県間接続料が同じなのかというご質問なんですが、県間の通信網設備に関する料金につきましては、ここに書いてあるとおり、いろいろな状況、競争状況等の要素も勘案して設定しているところなので、この辺についてはご理解いただければと思っております。

続いて質問2-10となり、トラフィック増強要望に対して、トラフィックベースでの増設なのかセッションベースでの増設なのかということです。こちらもこれまでにご説明させていただいている内容でございますが、ユーザー料金の設定単位で設定するのが、当社としては一番適切かなと思うところであり、セッションベースとさせていただいていますが、トラフィックの状況も加味しているからこそ、今回、増設基準を2割緩和させていただきました。決してトラフィックの状況を見ていないということではなく、今後もトラフィックの状況を見ながら、今回の増設基準緩和の結果がある程度出た後、改めて私どもとしても検討いたしまして、この場でもご回答、発表させていただきながらご議論をしていただければよいかと思っております。こちらについてもご理解いただければと思っております。

それから質問2-11となります。ISP事業者様と利用者から料金を二重取りをしているというふうに書かれていますけれども、私どもはISP事業者様、VNE事業者様からお支払いいただいている費用をきちっと控除しておりますので、そういった事実はございませんということを申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、質問2-12となります。卸提供されているNGN区間の相互接続での提供に係る懸念事項等についてでございますが、こちらにつきましては、回答に書いておりでございます、NGNの折り返し通信等となります。本件は協議の中でもあまり聞いたことのない内容でございますが、こういった形できちっと今後も回答させていただきたいと思っております、そういう中で少し疑問点は解決したいと思っておりますので、個別の説明は省略させていただきたいと思っております。以上となります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのお二方の説明につきまして、あわせてでもどちらでも結構ですので、ご質問をお願いしたいと思います。

まず、構成員の皆様方、ございましたらお願いいたします。

では、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 細かい質問がいろいろあって、私も教えて頂かないとにならないことが

あります。混雑についても、混雑してるしてないの判断を、簡単にするわけでもありませんが、見る視点によって情報も異なり、混んでいる混んでないということに関して、同じような物差しではまだ議論できていないところもある。議論を少し深めることで混雑というものに関して、もう少し状況を共有できればと思います。混雑の定義を決めるということが目的ではなくて、やはりユーザー、使っている方がこれだけ困っているという状況をどう見るかとか、それが改善されるということを見るために議論しているんで、混雑の定義を決めることはそのための大事な手段で、ぜひ協力をお互いしていただきたいと思います。

私のコメントですけれども、ここに出ている議論は、事業者がユーザーのことを思ってお互い協議していれば、研究会の場に持って来て何度も議論することではないと感じます。今日のように普段から意見交換していれば、問題の多くは半分になるとか10分の1になって、残りのこの3つだけどうしても難しい問題なので公で議論することになるというのはわかるのですが、今のお答え、やりとりを聞いていると、何でここに全部持ってこないといけないのか、そこにはプロセスの問題があるのではないか、あるいは共有できる議論のベースになる情報というのがあまりになさ過ぎるのか、当事者で一つ一つ何回も質疑を繰り返さないと議論にもならないという状況なのか、なぜここでこれだけやりとりしないといけないのか疑問です。これはNTT東日本・西日本に聞いたほうがよろしいのか、JAIPAに聞いたほうがいいのかわかりませんが、不思議だなという気がして仕方ないということですね。

【辻座長】 そうしたら、どちらからでも結構ですので、もしご回答がございましたらお願いできますか。

【NTT東日本】 すみません、大変そういう意味で言うともっとうまく協議をさせていただければよいのだと思うのですが、こういった場を、去年から頂きながら、データの見せ方も当社の中で考えながら出しました。今後はこういった場にあまり持ってこれないように努力はしようと思っているのですが、一つ言えることは、ISP事業者様も本当に皆様それぞれいろいろなお考えの方がいらっしゃって、そういう中で最終的にお決めになるのはISP事業者様でございます。総務省にも相談しながらより円滑に進めるように努力していきたいなと思っておりますし、むしろこれから先いろいろな包括的検証とかネットワーク中立性研究会等、いろいろな研究会の場でこのトラヒック急増の問題が議論されているので、参考にしていきたいと思っております。本研究会の場では現場っぽい話が出てお

りますが、現場で一生懸命頑張っているけれども裏ではもっとこんなことが動いているよという紙もすごく出てくるようになって、私どもも裏にかかわっているのはそのとおりなんですけれども、あれは非常に私ども現場を見ている人間からすると、あ、大きくこう動いてくるんだったらこういうふうにし少し先んじてやったほうがいいなど、そういう気づきもあるところでございます。こういった場をできるだけ活用させていただきながら、出来るだけご迷惑をかけないように努力していきたいと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、立石様。

【日本インターネットプロバイダー協会】 今の件ですけれども。聞けば教えてくれたことを聞いてなかっただけというのもひょっとすればあるのかもしれないんですけれども、一つは次の事項にかかわりますNDAの問題があって、隣の会社とも話ができないということは結構大きかったかなと、そうすると、同じ悩みを共有していたらもうちょっと違う内容でいったのかなというふうには思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

1点、JAIPAに9ページのところで質問させてください。この増設基準の1で「トラヒックの利用率が50%を超過しないように増設を行っていく」というふうに説明されておられますが、この50%の数字ですね、何か会員企業に聞かれて挙げられておるのか。それか立石様個人の、あるいは協会としての印象なのか、この50という数字が出てきた根拠的なものを教えていただけますか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 私の自分自身のところもそうですけれども、ほかの地域のISP事業者も大手も含めて、多少50から60だったりとはありますけれども、大体半分が来るとそろそろ増設しないと機器も物によりますけれども時間がかかったりしますし、それこそいろいろここでお話も頂いたラックの問題もあったりしますので、リードタイムをいろいろ考えたらやっぱり半年から1年と。今のトラヒックの伸びから見れば2年で2倍ですので、50%を超え始めたらそろそろ用意をしなければいけないというのが一般的だと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、西村構成員。

【西村（暢）構成員】 私の方から1つ質問ということで、NTT日本・西日本様の方からの資料の、先にご説明いただいた第16回研究会に対する追加質問のところ、辻座長からのご質問の、スライド番号ですと2のところでございます。回答の2-2の一番下の黒ポツのところ、帯域利用率の状況についての報告ということですが、辻座長の方からの質問で、定期的というご指摘、質問があったと思うんですが、例えば必要に応じて報告させていただく考えと書いてありますが、やはりこれは増設基準との関連性も極めて高く、具体的にできれば推移というものをこの場に出していただいて議論できたほうがいいのではないかなと個人的に思っております、できればこの「定期的」というのを前向きに今の段階でもし何か考えておられるのであればお聞かせいただければと思っております、質問しました。以上です。

【NTT東日本・西日本】 すみません、コンサバに答えたかなと思います。どうお答えしようかと考えたのですが、定期的として毎月と言われると正直つらいですので、半年に1度ぐらいを想定しています。トラヒックはどの月が高いのかも必ずしも決まっているわけじゃございませんし、非常に大きく動くものですので、ある程度トレンドを見るのであれば、1年に1回でだめなら半年といった形だったら前向きに考えたいと思っております。

【辻座長】 ほかにございませんでしょうか。

そうしたら、もしオブザーバーの方でご意見があるようでしたらお聞かせください。

【日本インターネットプロバイダー協会】 すみません、NTT東日本・西日本様のご説明していただいた我々からの質問の、資料17-3の、これは8ページ目ですか、そうですね。特にPPPoE接続に関するところで、県間接続の件ですが、お答えいただいているようにウェブページで周知されていること、我々も存じ上げてはいるんですが、一つは東で2件、西7件というのが10年で少なくともですかというのが1点。それから、保守・運用面での適合性、それはそれでわかるんですが、その条件が一体どういうものなのかということに関する条件について、保守・運用面での条件については検証したほうがいいのではないかなということが数字の少なさから見ると思われるというふうに感じております。

ちょっとほかにも実はいろいろあるんですが、ご説明が時間の関係でなかったのが我々も一応ここだけにしておきたいと思っております。以上です。

【辻座長】 質問の内容は把握しておられるわけですか。

【NTT東日本】 ちょっと追えてなかったもので、もう一度、すみません。

【日本インターネットプロバイダー協会】 数が10年でNTT東日本・西日本さん合わせて9件って少ないんじゃないですかというのが1点で、そもそもそうすると、回線の品質・仕様というのも当たり前なんですけれども、その辺の応募要件の保守・運用とかといったところの条件がひょっとしてどうなのかなと。その検証というのはあまり細かい状況はおそらく表には出てないと思うので、そこを我々に開示する必要はないですけども、総務省様とだけでも検証していただけたらなと感じているところです。条件がすごく厳しくて、ほかのところが入れないんじゃないかというふうな懸念があるということでございます。

【NTT東日本】 ちょっとまた確認して回答させていただきます。

【日本インターネットプロバイダー協会】 わかりました。

【NTT東日本】 こちらにつきましては、多分そんなに競争もせつつかれているわけでもなく、実際にはそう問題なくやってきているという認識でいるのですけれども、間違えるといけないので、別途回答させていただきたいと思います。

【辻座長】 それでは、よろしく願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

【酒井構成員】 大した話じゃなくて、ちょっと訂正のために申し上げただけなんですけれども、私の質問したところで次にご回答いただくという話だったんですが、自分でこう書いて「M/M/1モデルでよいのでシミュレーション」で書いてあるんですけども、M/M/1なら計算式ですぐできちゃいますので、むしろ計算式でできたものとの実際のデータが違っていた場合に何が違うのかをちょっとシミュレーションでもやっただくとありがたいということですので、よろしく願いします。

【NTT東日本】 NTT東日本です。まさにおっしゃるとおりで、M/M/1モデルはかなり理想的なところもあって、実際のところと若干かけ離れているところもあるのが見えてきて、そこで今解析をしているところであり、少し時間がかかっているところです。それを踏まえて次回ご説明させていただきたいと思っております。

【辻座長】 よろしく願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。わかりました。

それでは、ご質問にお答えがなかったのはまた次回ということで結構です。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次は、NDAに関する調査の結果についてであります。まず、事務局から10分以内でご説明を頂き、その後JAIPAよりご説明いただいた上で、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】　　そうしましたら、資料の17-4に基づいてご説明をいたします。NTT東日本・西日本とJAIPAとの間のNDAに係る協議に関する調査の結果と題しております。

おめくりいただきまして、まず1枚目。本資料の目的などというところで、本研究会の第二次報告書をご議論いただいていたときに、パブコメにおいてJAIPAから当協会ではNTT東日本・西日本と協議を行うに当たって要望されたNDAについて不服として変更協議をしているが、進展しておりませんなどの意見が提出されました。この研究会におきましては、総務省においてそこは状況を検証した上で、その結果等を踏まえつつ、取扱いのあり方について整理することが適当との考え方を示していただいているところでございます。総務省の方で、これを受けまして協議の状況に関する調査を行いましたので、この資料を用いましてその結果をお示ししたいと思います。

この1枚目の表の中をご覧いただければと思いますけれども、ちょっと左にあるんですが、本件NDAということで、今回問題となっておりますJAIPAとNTT東日本・西日本の間で締結されたNDA（秘密保持契約）の内容を、概要ですけれども、お示ししております。こちらは私の方で確認したものです。

特に、②の対象情報ということで、NDAによって秘密とされるべき情報ということだと思いますけれども、(1)で開示者によって機密である旨を明示して開示される情報というのが基本になっているのかなと。それから(2)それに加えて打合せの存在自体も機密であるというような規定になっていると承知をいたしました。ただし、米印ですけれども、公知の情報であるとか、あるいは主務官庁より報告を要請された情報などは除外するというふうになっていたところでございます。

あと、⑤第三者への開示ができる場合ということで、例外的にほかに開示ができる場合というのも規定がありまして、法令上必要とされる場合のほか、二次受領者と呼ばれる当事者・開示対象者以外の者に開示する必要がある場合に、開示者の書面による許諾を得た上で、原則同等の守秘義務をさらに締結をして行うというふうな規定が置かれておりました。

それから最後に一番下、契約解除方法で明確に規定されていたものは、1年ごとの更新時期の2カ月前までに申し出をするという内容でございました。申し出なかったら自動更新という意味だと思えます。

続きまして、2枚目以降は具体的な協議の状況を表で載せております。ちょっと細かい内容も多いので、かいつまみながらご紹介いたします。

まず、2行目なんですけれども、2017年、昨年10月3日にこのNDAが両者の間で締結されたということでございます。その後しばらくこの表に載せるべきようなことはなかったということですが、今年4月6日になってJAIPAの方からNTT東日本・西日本との間で開始していた協議における今後の進め方について理解を得るため、会員にそれまでの経緯を説明する必要があり、少しさかのぼって「打合せの存在」を機密情報から除外したいという要望がありました。これにつきまして、NTT東日本・西日本の方から同じ日に、いや、そこはNDAを変更する必要はなく、許諾開示規定、これは当面の許諾を得れば例外的にほかの人に開示できるという規定ですけれども、その都度それを使って書面許諾を行うという方法の提案があったということでございます。

それ以降、ちょっと同じような問題意識に基づくやりとりがしばらく続くということですが、4月11日に少し違う話が出てきて、JAIPAから網終端装置の増設基準についてという要望の文書がNTT東日本・西日本にメールで送付されたと。これは公表がすぐにされたということでもあります。

次のページに行ってくださいまして、3ページ目ですけれども、4月17日にNTT東日本・西日本から、NDA契約を全く変更しないという方法のほか、②ですけれども一部変更をして、情報受領者となり得る全てのISP事業者を開示対象者に含めるという案もありますというご提案があったということでございます。その翌日、JAIPAの方から、やはりNDAを解除してほしいと、しかもさかのぼってですけれども、という要望がありました。これに対してNTT東日本・西日本側の方からなぜ解除したいんですかという質問をしたところ、JAIPAの方から理事会に報告できない内容を議論する権限は全くなくて、当面は透明性の確保のために原則NDAなしで議論したいなどの説明がされたということでもあります。

5月18日まで飛びますけれども、結局JAIPAからNDA契約の解除通知が送付されました。これが1月31日付ということで、やはりさかのぼっております。それに対するNTT東日本・西日本側の反応は、ちょっと契約を解除するにしても、過去にさかのぼ

るといのは難しいので、少なくとも本日以降での対応にさせていただきたいというふうに反応があった。

次のページに行ってくださいまして、5月21日付ですけれども、それは確かに過去にさかのぼるのは難しいというのは当然だと思いますので、ちょっと確認してみますというJ A I P Aの回答があったということでございます。

結局、8月6日になってNTT東日本・西日本とJ A I P Aの間において、J A I P Aの全会員を開示対象者とするための変更契約が締結されたということで、これによってJ A I P Aの会員であればNDAの対象の情報であっても共有できるという状態になったということだと思います。同じ日に、NTT東日本・西日本側からはもう一つの件であります増設基準の緩和要望に対する回答が行われました。ただ、これはJ A I P Aの要望どおりではなく、機密情報扱いでの回答だったということを知っております。ですので、J A I P Aの方からは、これはちょっと公表の回答を要望したので、状況を満たしていないという反応があったということです。

その状態で8月31日のパブコメ提出がJ A I P Aからありまして、この関係につきましては、締結後1年間は解除ができないとなっているとか、あと協議の開催自体、打合せの存在自体も対象情報となっていますというような意見があったというところでございます。

9月26日の研究会会合を思い起こしていただければと思いますけれども、そこでJ A I P Aから「協会という性質上、どうしても公表資料を作らなければならない」ということがニーズとして表明されております。解除をお願いしているんだけど解除になっていないとか理事会に報告できないのはまずいかいというご説明もありました。

次のページに行ってくださいまして、5ページ目ですけれども、同じ日の9月26日の研究会で、こちらはNTT東日本・西日本から、解除できないということはそもそもなくて、合意すれば当然解除もありますと、また、会議の開催さえNDAの対象というのはちょっと確かにやり過ぎというところは認められて少し検討していこうというご反応があったと思っております。

というので研究会会合は終わりました、10月初旬から私の方で調査を開始いたしました。10月11日にJ A I P Aは、これはまだ増設基準の緩和要望に対する回答がありませんという趣旨のページをホームページで公開されたと、もちろん機密情報扱いでの回答はあったわけですが、後ほど出てきますが、NDAがあるので要望に基づく回答が

ないというみたいな表現になったというようなご判断だったようでございます。

10月17日になりまして、NTT東日本・西日本側からついに公開可能な回答が送られたということで、その直後、NTT東日本・西日本側の方からは、その回答がないというページはちょっと不服ですという伝達もあったというふうなことを確認しております。

などなどありまして、何でもともそういうページになったんですかというやりとりがこの後しばらく続きますが、結局次のページに行きまして6ページ目ですけれども、10月26日にNTT東日本・西日本側の方から例の「打合せの存在自体が機密情報です」という条文は削除するというような趣旨の提案がありました。それを31日付での変更契約ということで締結したいというふうな表現があったと。ただ、これに対してJAIPAのおそらく明示的な回答はなかったのではないかと思います。

結局直近では11月29日に対面の協議があり、JAIPAの方からは次の更新時期、来年3月末においてNDAを解除したいと。今後は必要に応じNDAを締結することにしたというふうな伝達があったというふうにご確認しております。

最後、7ページ目にまとめとしまして、案ですけれども、私なりの考えたことをお示ししております。

まず、3番ですけれども、接続の協議というのは、事業者間協議が円滑に行われることが望ましいと。それは一般論だと思います。そのことは、関係団体との間の協議であっても、基本的に同様と考えられます。

4番ですけれども、今回状況を確認させていただいた結果、(1)、(2)、(3)のような例が少なくともあったと思っております。まず(1)はNDAの解除についての方法について、認識に共通のところがあつたのかなかったのか。少なくとも双方に差があつたということで、(2)は、JAIPAからは公表可能な回答を求めていたのですけれども、これについて公表可能な回答を作成するという方法について検討が行われた様子が、少なくとも総務省が調査に着手した時点ではなかった。それから(3)ですけれども、会議開催状況を機密情報から除外したいという要望がありましたけれども、これについて機密情報の範囲を見直すという選択肢がその時点ではなくて、あとでその選択肢の提示があつたということでございます。どちらがいい悪いというのは難しいところであると思っておりますけれども、いずれにせよ両者の間で十分な意思疎通を図ることが望まれるということをごまとめとして書かせていただいております。

5番ですけれども、関連しまして、ただこういった協議というのは事業者との協議では

なく団体との協議ですので、通常の接続事業者との協議とは少し性質を異にしていた、違っていたとも考えられます。その意味では、こうした団体への対応につきましては、昨年9月に総務省からNTT東日本・西日本に要請をした中に書いておりました、そこに細かい字で書いてありますけれども、「団体において十分な情報に基づき議論及び対応が行われるよう配慮されたい」と載せておりますので、まずはそれにそって対応されることが適当ではないかと繰り返しをしております。

最後6番ですけれども、こちらはちょっと付随する話で、たまたま調査の過程で見つかったことですが、NTT東日本・西日本の相互接続ガイドブックという公表資料がありまして、その中で「初めて協議を行う事業者様とは、守秘義務契約の締結が必要になります」というような、ちょっと省いてしまいましたけれども、そういうふうな記載がありまして、守秘義務契約締結が協議に必須なんだろうかとこのところですが、これは必須ではないと考えられますので、その旨が明確となるよう見直すことが適当ではないかと。これは付随することとして書かせていただいております。以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それではもう一点、JAIPAから5分以内で説明を頂きたいと思います。立石様お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。それでは、17-2の別紙1をご覧くださいと思います。

今の秘密保持契約に関する問題点と提言ということで、問題点なんですけれども、大きく5つです。1つ目はNDAが前提となっていますので、先ほどのお話にもありましたように接続事業者間で制度に関することであっても情報の交換、議論が円滑に行えない。それから、2番目ですけれども、あらゆる情報がNDA対象となってしまうと、もう不必要に議論が制限されてしまうのでなかなか物が言えなくなってしまうと。それから3番目は、これは圧倒的にやはりNTT東日本・西日本様の方が大きいので、交渉力とか情報の非対称性が存在するので、それはNDAを結んだからといって解消されるわけではないということでございます。それから、これは意地悪いとり方かもしれませんが、情報の非対称性を維持しようという意識によっても運用され得るということがあります。5番目。解釈の違いかもしれませんが、両者の合意によって解除できる等、一方的な情報のみを知覚するということが可能なので、そこが問題点かと思えます。

考え方としては、第一種指定電気通信設備との接続に関する情報については公平性・透

明性の原則ということがありますので、原則NDAの対象外で基本は公開情報として取り扱うべきではないか、接続制度を公平に最大限有効にするためにはオープンな議論が前提で、今の状況のNDAですと、今回の研究会の中では話ができただけですけども、「みんな知っているけど話せない」という状況が多々生まれますので、その辺で健全な接続制度の維持をするためにオープンにさせていただきたいと、それから、NDAの存在自体で接続事業者側が少なくとも不利にならないようにさせていただきたいということです。

提言といたしましては、このように幅広い議論が阻害されることがないように、基本的にはNDAの対象とする情報の範囲を必要最小限にするべきであろうと。ホワイトリストというべきなんでしょうか。まず、(ア) NDA対象情報の範囲に関する基本的な考え方をできれば研究会で示していただけるとありがたい。それから2番目ですけども、例えば網終端装置の仕様のよう、多数の接続事業者が知り得るべき(知るべき)情報については当然NDAの対象外としてさせていただきたい。一部のプロバイダだけに、ISPだけに特別な網終端装置を提供したと、過去にそういうこともありましたので、そういうことをなくするためにもNDAを外してさせていただきたい。それから(ウ)ですけども、NTT東日本・西日本と接続事業者との交渉力、先ほど言いました情報の非対称性がありますので、NDAの対象か否かの見解が相違することで協議の進展が滞らないように、対象にすべきでない情報は、できれば総務省様の積極的な関与によって研究会の場でオープンにさせていただくなどで、NDAの不要な適用範囲を拡大するというふうを確認していただきたいと思います。

それから、10番目ですけども、接続事業者側の権利等の説明が定型化・義務化されて、その説明が協議・締結前に行われるべきで、これは既存の事業者もそうなんですけれども、新規参入者を保護するために健全な競争環境の整備の基礎となると考えております。従前から網改造料の設定も公表されていれば今回の行政指導で問題となっているような、同一装置による異なる金額の設定ということももっと早く発見、あるいはそもそもそういうことが起こらなかったのではなかったかというふうに思います。以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、今のお二方の説明につきまして、質問を受け付けたいと思いますので。

まず、構成員の皆さんからご質問がある場合にはお願いいたしたいと思います。ございませんでしょうか。

【佐藤構成員】 まず、総務省に実施いただいた調査も基づいたやりとりを見ると、途

中で嫌になるぐらい長いやりとりが続いて、これはいったい何なんだろうという、会議をやったやらないといったことの情報開示だけでこんなことになるのはなぜかという違和感も非常に強いです。最終的にはある種解決に向かったんだと思いますけれども、このプロセス自体おかしい。ただでも忙しいNTT東日本・西日本が時間をかけるようなことでもないと思います。そうすると何か新しく基準が必要ではないのか、情報公開のルール・運用において、状況を改善できるやり方を我々考えなければいけないのではないかと考えます。

J A I P Aの提言の中に、対象範囲は必要最小限にすべきだとか、知り得る情報があるから議論はオープンにできるんだとか、こういうところは多分皆さん認められるところだと思います。会議があったことに守秘義務をかぶせるかどうかではなく、こういうことが起こっているということが事実なので、どうしたら解決できるか、改善できるかがここの議論になるだろうと思います。

私としては、I S Pが現状どのぐらい状況にあるのか理解する必要があって、NTT東日本・西日本はどのぐらい守秘義務の対象を広げているのか、会議をやっていることも含めて、10あるのか100あるのか、いや、全部一覧表にして私に見せて、その理由を説明していただきたいぐらいの気持ちはあります。10だったら対応できるけれども100だったら大変。でも、どんなことが守秘義務の対象になって、その理由なんだろうということが気になる。でも、NTTの守秘義務に関する情報提供が多すぎて大変だとしたら、逆にJ A I P Aの方に、この5項目はNTT東日本・西日本の守秘義務にかかわらず事業者の合意があれば、情報共有して議論できるようにすべきではないかという様に、解除すべき、解除が望ましいと思われることを、10、20でも書き出していただいて、NTT東日本・西日本がそれは難しい、こういう理由だからというのを示していただくということでも結構です。どんなことに実態として守秘義務がかかっている、どういう目的でそこに意見の違いが起こっているのかわからないので、事実をもう少し把握したいなと思います。

やはり本当に意味のある問題が起こり得るということでの守秘義務があると思うんですけども、事業者同士で了解があれば企業間で情報共有しても構わないようなこともありそうに思うので、追加で質問を出させていただこうとは思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの方でご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【NTT東日本】 質問ということではないのですが、いろいろこういった形でメールとかご覧いただいて本当にご面倒をおかけしてしまったなという感覚はあるんですが、NTT東日本・西日本がすごく悪者になり過ぎているような気がするので、1つだけ申し上げさせていただきたいと思います。本来NDAは何のために結ぶかという、お互い信頼関係を持って、お互いの経営情報も含めて見せ合えるねというためにもともとあったはずです。そのため、個社との間でこんなにもめた経験がないのですが、おそらく大磯料金サービス課課長補佐が書かれたとおりで、ある意味でJAIPAみたいに団体でおやりになるときのその違いが今回少し出たのと、私どもも結局NDAというのはやっぱりある意味で鑑みたいところがございまして、少しこれがあれば安心だという機能で、それをとれと言われてつついコンサバにやり過ぎたなという感覚がございます。まさに最後、6ポツでございまして、「必要となります」と条件みたいに書いてあったところは、「必要に応じて」と皆さんからご覧になっていただいて、そうだなと思う必要な条件かどうかというのを少しご相談しながら、必要に応じて対応していきたいと思います。逆に言うとオープンな情報だけだとJAIPAのご意向に沿わないこともあるんじゃないかと思う中で、信頼関係をもっともっと厚くしながら、この議論は、二度とこの場でご議論いただくことがないように努めてまいりたいと思っております。

【辻座長】 どうもご決意、ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

当初、本研究会を始めたときに、最初の出だしにあるように、意思疎通が欠けていて、お互いの探り合いみたいところがあつたのは、仕方がなかったと思います。1年以上議論を重ねて、どこに問題があるのかわかってきて、ここにあるようにまとめていただきました。やはり十分な意思疎通が一番大事、また信頼関係が大事ということで落ち着きました。具体的にどこまでNDAに含めるかと、これを研究会等々で決めるのは非常に難しいと思います。民法上の秘密保持、経営情報の保持と、あるいは競争の進展、これはお互いに相反するところがあるので、一概にこれとこれとはオーケー、これはだめですよとはなかなか言えないと思います。ケース・バイ・ケースで議論を積み重ね、皆さん方お互いによくなる方法が見つかればいいと思います。今後またご議論させていただきたいと思っております。

ほか、ございませんでしょうか。

それでは4つ目の第14回会合以降の検討状況の整理についてに移りたいと思います。

まず、事務局から10分以内でご説明いただき、それらに関する質疑応答を行いたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、次は資料17-5に基づきましてご説明をいたします。この研究会の9月以降の検討状況ということで、案ですけれどもまとめてみましたのでご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、ページ番号1ですけれども、この研究会は9月に第二次報告書を取りまとめいただきまして、その後もその報告書に今後のフォローアップ事項みたいなのを書いてあったのと、あと資料14-3というのが9月の会合であって、今後何をするかという線引きをしましたので、それに基づきまして継続検討を進めていただいております。

会合の開催経緯は下の方の表のとおりでございます。コストドライバにつきましては、ご承知のとおりワーキンググループを始めましたので、既に第1回会合を行いましたけれども、そこにおいて検討中ですので、この資料では割愛しております。

引き続きまして2枚目ですけれども、まずレートベースの把握等（加入光ファイバの関係）についてどのようなご検討をいただいたかというのをサマリーをお示ししております。このレートベースの厳正な把握につきましては、第二次報告書でまずは実情把握を開始することとして、加入光ファイバの稼働率の現状等についてより詳細な調査を行うことが適当であるとしつつ、またそのときの観点としましては、正味固定資産価額とかが事業主体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切ということです。こうした考え方にに基づきましてやっていくと。これを踏まえ、NTT東日本・西日本様からご協力いただきまして、データの開示や説明を受けて指摘を行い理解を深めていただいたところではないかと思っております。

具体的な新しいデータとしましては、NTT東日本・西日本計6カ所の収容ビルを選定していただきまして、そのケーブル種別ごとの敷設本数、芯線使用率などの数値が、構成員限りでしたけれども示されたところでございます。また、あわせてNTT東日本・西日本からは、青い枠の中に囲ってありますけれども、未利用芯線の扱いにつきましては、例えば1つ目ですけれども、ケーブル敷設というのは「最適となるケーブル種別を選定し効率的に実施しています」などのご説明があったというところでございます。

すみません、次のページに行かせていただきますけれども、こうしたデータの開示と説明につきましては、構成員の方々からさまざまな質問を頂いたところです。非公開の会合でしたので、つまびらかにはできませんけれども、公開可能なものは全てインターネットに掲載しているかと思えます。

前回会合時点で引き続き対応を要するものは少なくとも次のとおりでした。投資の効率性について理解を深めるために、現在のデータは現況のスナップショットというか現時点のデータみたいになっているので、ちょっと時間軸でデータを見る必要が本当はあるのではないかと。過去から現在までの推移などをブレイクダウンしていただきたいということで、これにつきましてはNTT東日本・西日本におきまして今検討中だというふう聞いておりますので、次回以降また検討課題となるのではないかと考えております。あと、ソフトバンクにもご協力いただきまして、芯線管理方法等について説明を頂きまして理解を深めさせていただきました。また、今日参考資料での配付となりましたけれども、KDDIにもご協力を頂きつつあるところでございます。

8番、以上の議論を踏まえまして、こちらにつきましては引き続き実情把握の作業があればこれを着実にを行うとともに、第二次報告書の観点を踏まえた検討を今後も実施して、来年春以降に一定の方向性を得ることを目指していくことが適当ではないかというふうにあ案を作りました。

9番目は、経済的耐用年数に関する記載でございます。こちらは最新の推計結果は構成員限りでしたけれども示されて質疑を行いました、それを踏まえたNTT東日本・西日本の説明につきましては、「検討の結果必要だと判断すれば、早ければ2019年度からの見直しを含めて検討していく考え」という説明がありましたけれども、これは実は第二次報告書のとりまとめ時点から変わるところがないと思っておりますので、引き続き検討を行う必要があるということになるのではないかと思っております。本研究会におきましては、来年度の早い時期までに改めてNTT東日本・西日本側から状況について聴取することが適当ではないかというふうに書かせていただいております。また、この関連でもソフトバンクにご協力を頂いたというところで感謝申し上げます。

続きまして、4ページ目ですけれども、PPPoE接続についてをここからスタートいたします。

今日もご議論いただきましたけれども、PPPoE接続につきましては第二次報告書で実際に通信料の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があり、その具体

的な方法について検討を開始する必要があるとされました。まさにそのとおり、ここ3カ月ぐらい精力的な検討を頂いたのではないかと考えております。NTT東日本・西日本から、12番ですけれども、まずISP事業者の要望の状況に関してグラフとかを用いつつご説明があり、また13番ですけれども、今年の7月23日から29日における全ての網終端装置の最大総帯域に対する1時間ごとのダウンロードトラフィックの占める比率のグラフの提示がありましたと。これが時間帯によって上に行ったり下に行ったりというグラフで、ただ最大総帯域に対する比率が最大7割ぐらいということで余裕があるという説明があると。

次に行っていただきまして5ページ目ですけれども、こうしたデータ及び評価に対しましては、構成員の皆様から次の3点が主に指摘があったと考えております。まず、7割は余裕がないのではないかとのご指摘があったかと思えます。これに対してNTT東日本・西日本からは、余裕があるというのはちょっと誤解を招きかねない内容であったというふうにご回答がありました。なので、全体会合ではパケットロスなどについて検証の結果が示されまして、パケットロスの発生の予兆というところとか、あとパケットロスにつきましてはサンプル調査の結果、帯域利用率が94%大体超えた場合にパケットロスが増加し始めるのを確認したので、ちょっと長時間のパケットロスが継続していないかななどを引き続き注視していくというご説明があったかと思えます。

(2)が、もうちょっとブレイクダウンしたデータが必要なんじゃないかというようなご指摘で、これを踏まえて前回会合でISP事業者ごと県等域ごとのブレイクダウンした帯域利用率データが構成員限りですけれども示されました。その中で、帯域利用率の高いエリアの存在が明らかになったと考えております。そうしたエリアにつきましては、さまざまな取組みがされているとの説明もあったところでございます。

最後、(3)につきまして、途中でもわかるようにできないかということで、途中経過を提出する考えというようなご回答があったと思えます。

6ページ目ですけれども、結論めいたところで、PPPoEにつきましては実際通信料の状況等について客観的なデータ検証を行うというこの作業につきましては、相当の進捗があったと評価できるのではないかと考えております。これはISP事業者ごと、県等域ごとにブレイクダウンした帯域利用率データの開示があったというのが一つの要素ということで書かせていただいております。ただ、今日もご議論いただきましたけれども、今後必要に応じさらに検討を進め、また適切な時期に再度の検証を行うなどのフォローアッ

プを実施していくことが適当ではないかとしております。

I P o Eにつきまして16番に書いておりましたけれども、こちら16者制限や、また特定の県等域のみでの接続ができないというような問題点についてご議論いただきました。改めての制約の理由の説明等があったかと思っております。その中で、NTT東日本・西日本からは、特定県等域のみでご利用いただくためには、要望を踏まえて協議を進めさせていただく考えとの表明もあったと思っております。こうしたことがありますので、引き続き状況を注視していくことが適当ではないかとしております。

7ページ目以降はいわゆるスタックテストの関係でございます。7ページ目は議論のサマリーをお示しをされていて、このスタックテストの関係につきましては、ソフトバンクからパブコメの中でちょっとオープンな議論を求めるという表明がありまして、必要に応じ行いましょうということで前回会合で行ったわけですけれども。そもそも情報通信審議会の答申というのが最近ありまして、平成31年度以降の接続料算定に当たって、モデルの組合せに移行するかどうかでスタックテストの検証の考え方をを用いるということで、この青枠に書いてあるとおりのご説明を私の方から前回会合でさせていただいたところでございます。ただ、この内容につきましては、ちょっと説明があまり細やかにされていなかった部分もあったのではないかと考えておりまして、ちょっとその結果として前回の議論で少し観点がずれたところがあったかなと反省をしております。ちょっと後ほど触れさせていただきます。

8ページ目ですけれども、8ページ目は前回会合でこのスタックテストの関係につきまして各社様から頂いたご意見を、サマリーを示しております。まず、他律的要因やその確認方法につきましては、ソフトバンク及びKDDIからここに書いてあるとおりの提案があったかと思えます。ソフトバンクからは、PSTN発着のみでの収支をした検証を行うべきと、KDDIからは、大きな影響が他事業者接続料についてないのであれば、通常のスタックテストの検証結果で判断することもあり得るのではないかとすることを示されたと思っております。

これに対しまして、ちょっと22番を飛ばしますけれども、23番ですが、NTT東日本・西日本からは、利用者料金収入を分けるというのは、ソフトバンクの提案のあったジブラ分布についてはちょっと実態に乖離があるのではないかというような認識がありました。

22番に戻りますが、ソフトバンクからもう一つご意見がありまして、接続事業者が実

際に利用する機能とスタックテストの算定で使われる機能はちょっと差分があるので、接続事業者の事業継続性の観点から補正が必要というご意見がありました。これにつきましては、24番ですけれども、NTT東日本から反論があったというふうなところで、ネットワーク構造でそもそも各事業者は選択できると。あと、これを採用するのであれば、LRIC接続料のトラヒックとの齟齬が生じるんじゃないかということでございました。

9ページ目、方向性。このスタックテストの関係につきましては、方向性を一定程度お示しを案としてしております。1つ目、LRIC検証で考慮すべき他律的要因に関する考え方の方向性ということでございますけれども、こうした検討状況を踏まえると、まず他事業者接続料による他律的要因というのが考えられるわけですが、これを客観的かつ定量的に確認するため利用者料金収入を着信区分別に分計するという方法は、現時点では難しいのではないかと。他方で、「他事業者接続料の水準が、ある基準に対して著しく上昇していないかどうかを評価する方法は、より現実的」、これは「着信区分別に分計する方法は採用困難」とのところの対比で「より現実的」というふうに考えられるのではないかと。いうふうに結論を案としてお示ししております。その下の注ですけれども、ちょっとこちらにつきましては後ほどの説明の後にご紹介いたします。

26番ですけれども、ソフトバンクのネットワーク構造に合わせて補正を行うべきというご提案につきましては、これはやはりソフトバンクもおっしゃっていたように、事業継続性みたいな観点も入ってきますので、指針による検証目的を大きく変えると。また、この補正導入によってLRICの算定ロジックとの齟齬が生じると考えられることから、現時点では採用することは困難ではないかというふうに案をお示ししております。

10ページ目に行ってくださいまして、10ページ目は補足で、どちらかといいますと前回会合での私の説明を補足したいという趣旨で申し訳ないですけれども、まず、情報通信審議会の10月のLRICに関する答申をもう一度ご説明いたします。価格圧搾のおそれが生じる場合はモデル組合せに移行しますと。その価格圧搾のおそれというのは、現行のスタックテストの指針に基づきまして、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額20%を下回るかどうかで判断すると。これをLRIC検証と呼ぶわけですが、そのときに現行の指針に基づくというところの意味なんですが、それは本年9月に改定されたばかりのスタックテストの指針ということであって、その改定後の指針の中では事業者接続を加えることとした上で最小限の範囲による検証を行うと、ここで検証の範囲というのが明確に定められていると思っています。したがって、その検証の範囲と変えるところ

はないということでありました。その点の説明が前回足りなかったのではないかと考えております。ですので、一番下ですけれども、矢印の下ですけれども、本研究会における検討事項というのはこのようになるのではないかと、すなわち、他律的要因を客観的かつ定量的に確認するという方法で、例えば他事業者接続料の著しい上昇により差分が20%を下回るというところを客観的かつ定量的に確認するとすればどのような方法があるのかというところ、それから他事業者接続料以外に他律的要因がある場合、それを客観的かつ定量的に確認するためにどのような方法があるかというところをご議論の対象になっていくのかと思います。

米印ですけれども、こうした他律的要因につきましては、制度上は各年度の接続料算定に当たりあらかじめ内容を明確にして局長から通知をさせていただくということで、各年度ということで一回限りの通知というところは別に想定をしております。前回申し上げたように機動的な通知というのを想定しております。ですので、局長からの通知ですので、最終的には総務省で検討するものでございます。

戻っていただきまして、9ページ目の注ですが、これとの関係でソフトバンクからの着信区分別の検証を行うべきというところについては、競争状況の観点から、NTT東日本・西日本からは、いや、ちょっと着信区分別に分ける意味があるのか疑問というご意見がありました。また、KDDIからはOABJ固定電話着という検証範囲が妥当という意見がありましたけれども、すみません、こうしたご議論自体が有意義だったと思っておりますけれども、これは本来はスタックテストのあり方自体に関する議論で、LRIC検証のあり方に直ちに影響を与えるものではなかったというところを確認させていただければと思っております。長くなりましたが、以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの要約、まとめにつきまして、ご意見、ご質問を頂きたいと思いますが、まず、構成員の皆様からお願いいたします。ございませんでしょうか。

非常によくまとめていただきましたもので。

それでは、オブザーバーの皆様方でもございませんでしょうか。

それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いいたします。

【ソフトバンク】 2点ございまして、まず資料の3ページ目の項番9ですね。ファイバの経済的耐用年数の検討に関してなんですけれども、一部非公開でやられたということもあつたんですが、この途中の経過報告を見る限り、第二次報告書から進捗はほとんどな

いというふうに見受けられていまして、当初というか、第二次報告書の結論を出す時期としましても、こちらの注にも記載してございますが、数カ月以内に開始し、30年内または31年早期には結論を出していくというところに第二次報告書はまとめてありますので、ちょっとこのスケジュール感というか結論を出す方向、スケジュール感ですね、間に合っているのか、検討が進んでいるのかどうかというところがもう少し見える化をしていただきたいと思っております。もしこの第二次報告書のスケジュールにちょっと間に合いそうもないということであれば、その理由も含めて、年明けになるかわからないですけれども、早目にご報告を頂きたいというのが1点です。

それから2点目が、LRIC検証のことですね。10ページ目になるかと思いますが、今後の検討事項として総務省の方でまとめていただきました他律的要因のところの定量的な確認、客観的かつ定量的に確認するというところなんですけれども、検討事項のところでもまとめていただいていた、他律的要因による客観的かつ定量的に確認する方法のところですね。ここのやり方としまして、他事業者接続料の関係だけではなくて、今回ひかり電話を含めて3つの着信先があるかと思っておりますけれども、この3つの関係でスタックテストを満たしている満たしていないというところが当然あるかと思っておりますので、この他事業者接続料の客観的かつ定量的な確認の中に、この着信先3つの接続料金の単価ですとか、あと3つの着信先、トラヒックの分布とか割合がどうなっているかというところも含めて、そこの定量的なデータですね、あわせて開示をしていただけるような検討をしていただけると助かるというところがございます。以上でございます。

【辻座長】 何かご回答とかご意見ございますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 はい。1件目の耐用年数の関係でございますけれども、こちらはNTT東日本・西日本における検討の状況にもよると思っておりますし、さまざまなそれ以外の要因もあるかもしれませんけれども、いずれにしろちょっと具体的なスケジュール感が見えるようになりましたら、ちょっと個別になるかもしれませんけれども、できる限り情報共有はさせていただければと事務局としては思いますというところがございます。

2つ目のスタックテストに関する論点は、ひとまずご意見ですかね。

【辻座長】 よろしいでしょうか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、NTT東日本。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山でございます。まず一つ目の光ファイバ耐用年数については、推計結果はお出ししており、進捗がないわけではないと考えております。監査法人を含めてどういうふうに進めていくかというのをこれから議論していく中で、いつやりますということを出してしまうと、株価への影響等ということもありますので、本当にお出しできるのは直前になると思いますけれども、そのときに公開をさせていただきたいと思います。ですので、1月に公表しますということは難しいと思います。

それから、2つ目のLRIC検証における着信先については、以前から申し上げているとおり、市場感として、お客様から見てOABJという番号が誰に着信しているのか、どのサービスに対して着信しているのかわからないため、総務省様の方でも整理されているとおり、着信先ごとに区分する意味はないのではないかと思います。データを出すだけのことであれば構わないかもしれませんが、あまり議論の材料にはならないかなと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

これには特段のご異議はございませんね。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ひとまず、はい。

【辻座長】 ほかはございませんでしょうか。

それでは、ちょっと時間的なものもございますので、検討状況の把握につきましては、今日の議論はこの中に入っておりませんので、あるいは今最後に出ました2つのご意見、これも含めてどのように今ある検討状況の整理の中に入れるのか、私の方にご一任をお願いしたいと思います。その後で、別途事務局からその案を各構成員の皆さんにお送りしたいと思います。これでいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、本日の議論は、大分遅くなりましたが、これで終了させていただきます。

本日のヒアリングにつきまして、構成員から追加にお聞きになりたい事項やコメントがございましたら、事務局で取りまとめますので、1月8日までにメール等で事務局にお寄せいただければと思います。

それでは最後に、次回の会合等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

次回の会合ですが、今のところ来年2月ということで予定しておりますが、ちょっと詳細につきましてはまたご連絡を差し上げるとともに、総務省ウェブページでも掲載していきたいと思います。

【辻座長】 それでは、これもちまして第17回会合を終了したいと思います。本当
遅くまでどうもいろいろありがとうございました。